

流山市地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第7条第7項の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の会議（以下、「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の合意があったときは、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

(会議の開催等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言するものとする。

2 委員及び委員以外のオブザーバーは、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調整)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に定めるものの他、会長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第2条第1号ただし書きの規定により、非公開とされた部分については非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第7条 何人も、第2条第1項ただし書きの規定により会議が非公開にされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。